

## 韓国における特許取消申請の現況

金 東 燁\*  
金 眞 會\*\*

**抄 録** 2017年3月の韓国特許審判院による特許取消申請制度の運営開始から約4年が経過し、審決動向の把握が可能となる程度の事例が集まりつつある。この時点で、特許取消申請の審判実状を調査しておくことは、韓国での特許権取得を希望する出願人に有用な情報となるはずである。

韓国では、毎年150件前後の特許取消申請が提起されており、技術分野別には化学・薬品分野が全体申請件数の半数を占め、電気・電子・通信分野が1/4を占めている。取消申請の取消決定率は約30%で、無効審判による特許無効率より低いように見えるが、機械・金属分野の取消決定率は40%に迫っている。

本制度は、低コストと比較的簡単な手続きで瑕疵のある特許の登録を阻止できる点で取消申請人には便利だが、特許権者にとっては審判部からの取消意見提出通知書に対する意見書や訂正請求書の提出、技術説明会の開催など、自身の権利を確実に維持するための積極的対応が求められる負担がある。

### 目 次

1. はじめに
2. 特許取消申請制度の概要
  2. 1 特許取消申請制度の導入背景
  2. 2 特許取消申請制度の導入経過
  2. 3 特許取消申請制度と無効審判制度の比較
  2. 4 特許取消申請制度と異議申立制度の主な違い
3. 特許取消申請制度の運用現況
  3. 1 特許取消申請請求の現況
  3. 2 特許取消申請に対する決定件数と処理期間
  3. 3 取消申請人別の特許取消申請の現況
  3. 4 技術分野別の現況
  3. 5 決定の細部現況
  3. 6 技術分野別の決定の現況
  3. 7 意見提出通知及び訂正請求の現況
  3. 8 特許権者の国籍別の特許取消申請の現況
4. 関連訴訟の現況
  4. 1 特許取消決定に対する訴訟の概要
  4. 2 特許法院への提訴現況
  4. 3 大法院への提訴現況
5. 無効審判制度との共存現況

6. 特許取消申請制度の運用における最近の特徴
  6. 1 運用において決定系構造から当事者系構造への変換の兆し
  6. 2 技術説明会開催実務の現況
7. おわりに

### 1. はじめに

韓国の特許取消申請制度は、登録された特許に新規性違反、進歩性違反、拡大された先願違反などの特許取消事由があることを理由に、特許取消申請がなされた場合、特許審判院にてこれを審理し、当該特許の取消又は維持の決定を下す制度であり、日本の特許異議申立のような性格の制度とも言える。

2017年3月の韓国特許庁における特許取消申

\* 特許法人WeThePeople 韓国弁理士

元韓国特許庁審査官及び審判官、

元韓国特許法院技術審理官 Dong-yup KIM

\*\* リ・インターナショナル特許法律事務所

副所長 韓国弁理士 Jin-hoe KIM

請制度の運用開始から約4年、定着段階に入ったと言える特許取消申請制度の運用現況を詳察することは、同制度に対する実務理解度を高める契機になるはずである。

## 2. 特許取消申請制度の概要

### 2.1 特許取消申請制度の導入背景

特許取消申請制度は、特許の登録初期に瑕疵ある特許に対し誰もが取消申請できるようにすることで、第三者の立場では、将来発生する可能性のある不要な特許訴訟などの紛争を未然に防止し、特許権者の立場では、権利の安定化を図るために導入された制度である<sup>1)</sup>。

特許取消申請制度の導入により、特許権設定後の一定期間（特許登録公告日後6ヶ月間）は権利が多少不安定になる点はデメリットだが、特許に対する瑕疵の有無を早期に再検証し、それによって、不要な紛争を減らすことができるというメリットがある。

一方、50%前後という韓国特許審判院の無効審決率の高さが以前から問題視されており、これを引き下げるためには、特許登録後6ヶ月以内に審査の品質をチェックする補完制度を設ける必要があることから、それに応える形で特許取消申請制度が導入されたとする見解も一部にある<sup>2)</sup>。

本来、韓国の特許制度では、登録公告された特許に対し、登録不適格事由があると考えた誰もが登録公告日からの一定期間内に異議申立できる機会を付与し、特許庁が権利付与に対する処分の適否を審理して、欠陥が存在する場合には、その欠陥の是正を図ることにより、瑕疵ある特許の存続を防止し、特許の信頼性を高めて公益的目的を達成するための「異議申立」制度が運用されていた。

しかし、同じような性格の「無効審判」制度との重複運用によって、権利確定の遅延と時間・費用の浪費を招くという不合理な点があっ

たため、異議申立に関する規定を削除する代わりに異議申立で認めていた公衆審査機能を、特許無効審判に導入し、従前の特許異議申立手数料と同じ費用で設定登録があった日から登録公告日後3ヶ月以内は誰もが特許無効審判を請求することができるように韓国特許法が改正された（韓国特許法法律第7871号、第133条第1項但書の規定、2006年10月1日施行）。

ところが、2010年代半ばに韓国特許庁は、瑕疵ある特許の予防のための特許検証の強化と迅速な権利確定、及び正当な権利者保護に重点を置く方向に知識財産権政策の舵を取り、これに応じる形で特許取消申請制度が新たに導入されることになったのである。

尚、米国、日本、欧州でも同様の制度を運用している。米国は無効審判のほか特許の有効性を簡易的に争う決定系再審査（Ex Parte Reexamination）制度を、日本は無効審判のほか特許検証のための特許異議申立制度を、欧州でも欧州特許庁に特許検証を要請する特許異議申立制度をそれぞれ導入・運用している。

### 2.2 特許取消申請制度の導入経過

特許取消申請制度は、2016年2月29日付で一部改正された法律第14035号に基づき、同法律に新設された第132条の2から第132条の15までの条文によって規定されており、公布後1年が経過した日から施行するという同法律附則第1条の規定により、2017年3月1日以降に設定登録された特許権から適用されている。

この改正特許法では、特許決定以降の職権再審査制度（第66条の3新設）、審査請求期間を5年から3年に短縮（第59条第2項の改正）、特許権移転請求制度（第99条の2新設）などが導入されたが、これらは、前述した瑕疵ある特許を予防するための検証力の強化と、速やかな権利確定および正当な権利者の保護を念頭に置いたものと言うことができる。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

## 2. 3 特許取消申請制度と無効審判制度の比較<sup>3)</sup>

あるが、導入の趣旨を異にするのはもちろん、具体的な手続きにおいても相違点が多く、これを表1にまとめれば、以下の通りである。

特許取消申請制度と無効審判制度は類似点も

表1 特許取消申請制度と無効審判制度の比較

	特許取消申請	無効審判
制度の趣旨	特許権の早期安定化	当事者間の紛争解決
手続き	決定系手続き（特許審判院 vs 特許権者）	当事者系手続き
請求人適格	誰でも可能	利害関係人又は審査官
申請／請求期間	設定登録日から登録公告後6ヶ月以内（権利消滅後は不可）	設定登録後いつでも可能（権利消滅後でも可能）
取下げ	請求項ごとに可能 決定謄本送達前 －取消理由通知後は不可	請求項ごとに可能 審決確定前 －答弁書提出後は、相手方の同意が必要
取消理由／無効事由	特許法第29条（新規性、進歩性、拡大された先願） 特許法第36条（先願）	特許法第133条第1項（新規性、進歩性、記載不備、冒認出願、共同出願違反、権利享有違反、条約違反など）
審理方式	書面審理	書面審理及び口述審理
決定・審決	取消決定、棄却または却下 －取消決定前に取消理由通知	無効、棄却または却下
不服の訴提起	取消決定、審判長の申請書却下決定に対しては、特許庁長を被告として、特許法院に不服棄却、合議体の却下決定に対しては不服不可	請求人及び被請求人の双方とも相手方を被告として、特許法院に提訴可能

表2 特許取消申請制度と従来の異議申立制度との主な違い

	特許取消申請制度	従来の異議申立制度
手続き	・決定系手続き ・特許権者と特許審判院との関係において手続進行	・当事者系手続き ・特許権者と異議申立人との間の攻防
取消申請書／異議申立書の取り扱い	・取消申請書は、あくまで審判部の参考資料 ・取消申請書ではなく審判部の取消意見提出通知書に記載されている根拠に基づいて取消決定が行われる ・取消申請書が提出されても、特許権者にはこれに対する意見提出の機会が付与されない	・異議申立書に記載された申立人の主張は、それ自体が異議決定の根拠となり得る ・異議申立書が受理されると、合議体は異議申立書の副本を特許権者に送達し、特許権者には期間を定めて答弁書を提出する機会が付与される（旧特許法第70条第2項）
取消意見提出通知書	・取消理由は審判長が通知するように規定 ・特許権者は、専ら審判部の取消意見提出通知書にのみ答弁 ・取消意見提出通知書に記載されていない取消理由は、取消決定の理由として採択できない	・異議申立書に記載されていない理由で特許を取消したい場合にのみ、別途の意見提出通知書を発送するように規定（旧特許法第72条第1項）

## 2. 4 特許取消申請制度と異議申立制度の主な違い

特許取消申請制度は、これまで運用されてきた異議申立制度と類似すると思われる恐れがあるが、特許取消申請制度は、従来の異議申立制度ともかなりの相違点がある。

特許取消申請制度と従来の異議申立制度との主な違いをまとめると表2の通りである。

表2から分かるように、特許取消申請制度の最も大きな特徴は、特許取消申請人が提出した取消理由及び証拠に対して特許権者が答弁するのではなく、審判長が通知した特許取消理由に対し特許権者が訂正請求書や意見書などを提出することにより審理が進められる点にある。

## 3. 特許取消申請制度の運用現況

2017年3月1日の特許取消申請制度施行から4年が経過した。以下、韓国での特許取消申請がどのように運用されているのかを統計データを利用して見る。

本稿の統計データは、韓国特許庁の白書、資料公開要請に対する韓国特許審判院からの回答、及び韓国特許情報院の特許情報ネットKIPRISを利用した特許取消申請審決（決定）全体の全数調査に基づいている。

尚、特許取消申請の決定現況を検討するための対象事件は、2017年から2020年末までに審決（決定）が確定した事件とした。

### 3. 1 特許取消申請請求の現況

2017年から2020年までの特許取消申請件数は595件。制度導入初年度の2017年には110件の取消申請があり、以来、毎年150件前後の特許取消申請が提起されている。これを表にすると、以下の通りである。

表3 特許取消申請請求の現況

年度	2017	2018	2019	2020
申請件数（件）	110	154	176	155

出典：特許審判院

2017年の取消申請件数は110件で他年度に比べやや少ないが、制度導入初年度であり、施行が3月1日からであることを考慮し、これを年間に換算すると、やはり年平均150件の特許取消申請がなされたと見ることができる。

年間150件前後の特許取消申請傾向は、2018年以降も継続している。

### 3. 2 特許取消申請に対する決定<sup>4)</sup>件数と処理期間

韓国特許審判院で特許取消申請の審理が行われ、決定が下された事件の年度別推移を見ると次の表のとおりである。

表4 特許取消申請に対する決定件数の現況

年度	2017	2018	2019	2020
決定件数（件）	5 <sup>5)</sup>	67	190	198

出典：特許審判院

まず、2017年以後2020年末までに合計460件の決定があったことが、上記の表から分かる。

2017年と2018年の2年間で260件余りの特許取消申請があったにもかかわらず、該当年度の決定件数が非常に少ないのは、①2018年末まで韓国特許審判院には無効審判や拒絶決定不服審判などの未処理事件が累積していたため特許取消申請事件の審理の優先順位が低かったこと、②新しく導入された特許取消申請事件の処理に対する経験不足により、特許取消申請事件の審理に審判官がやや消極的であったことが原因と思われる。

ところが、このような処理期間の遅延は、特許の瑕疵を「早期」に再検証するという特許取

消申請制度の趣旨に合致しないため、韓国特許審判院が2019年から取消申請事件を速やかに処理するよう審判官を促したところ、決定件数が顕著に増え始め、2019年には前年比2倍以上の190件になった。

この傾向は翌年も続き、2020年には198件の決定がなされた。

その結果、2019年には1年近くかかっていた特許取消申請事件の処理期間も、2020年には9.3ヶ月に短縮されることになった。

表5 特許取消申請事件の処理期間

年度	2017	2018	2019	2020
処理期間（月）	0.8	8.9	11.3	9.3

出典：特許審判院

### 3.3 取消申請人別の特許取消申請の現況

特許取消申請制度は、特許の登録初期に「誰もが」瑕疵ある特許に対し取消申請することができ、第三者の立場から見て、将来発生する可能性のある不要な特許訴訟などの紛争を予防することを導入趣旨としているので、取消申請人はあえて利害関係を立証する必要はない。

したがって、ある企業が競合他社の登録特許を取消そうとする場合でも、自身の地位を明らかにする必要がないという利点がある。

実際、過去4年間の決定が下された460件の特許取消申請のうち、取消申請人の地位を明らかにした企業名義による特許取消申請は54件で全体の11.7%にすぎず、残り406件（88.3%）は取消申請人の地位を明らかにしない、いわゆるダミーで特許取消申請している。

### 3.4 技術分野別の現況

2017年から2020年末までに取消申請され決定が下された合計460件の登録特許の技術分野の内訳を見ると、化学・薬品分野が全体の55.2%を占め、電気・電子・通信分野が23.9%、機械・

金属分野が14.1%、そして複合技術分野が6.7%となっている（図1）。

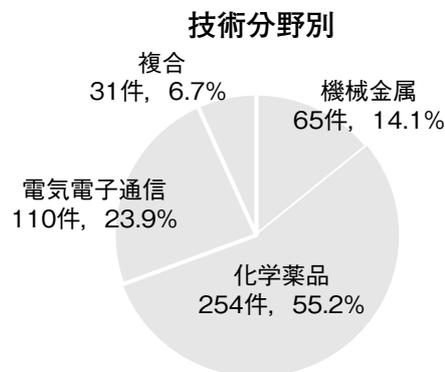


図1 特許取消申請された登録特許の技術分野別の現況

化学・薬品分野の割合が多いのは、二次電池素材、OLEDを含むディスプレイ用素材及び一部の薬品特許に対する特許取消申請が多数提起されたことに加え、特許権設定による企業間の利害関係が鋭く対立している業界事情が反映されているためと思われる。

電気・電子・通信分野では、半導体装置、二次電池素子及びOLED素子特許に対する特許取消申請が多く提起されたが、出願と登録が活発化している5G関連通信特許への特許取消申請は意外に少ない数であった。

なお、上記の図1の技術分野区分は、審決（決定）を下した韓国特許審判院の審判部別担当技術分野に基づくもので、韓国特許審判院の審判4、5部は機械・金属分野、審判6、7部は化学・薬品分野、審判8、9部は電気・電子・通信分野、審判10部は複合技術分野を担当技術分野としている。

### 3.5 決定の細部現況

年度別の決定の詳細現況を見ると、次の表6のとおりである。

表6 年度別決定の細部現況

年度	2017	2018	2019	2020	合計
認容 <sup>6)</sup> 件数	－	15	62	58	135
棄却件数	－	49	121	132	302
決定却下件数	－	1	2	4	7
取下件数	5	2	5	4	16

表6のデータを利用して、認容率<sup>7)</sup>、すなわち特許取消率を改めて整理すると、表7のとおりとなる。

表7 年度別特許取消率の現況

年度	2017	2018	2019	2020	累計平均
特許取消率 (%)	－	23.4	33.9	30.5	30.9

特許取消申請制度導入初期の2018年には、特許取消率は23.4%と比較的低かったが、2019年と2020年には微増傾向を見せている。

特許取消申請制度による特許取消率30%は、韓国特許審判院での無効審判による特許無効率40～50%に比べて低いと見ることもできるが、日本の異議申立制度における取消決定率<sup>8)</sup>15%前後に比べると決して低い値とは言えない。

### 3. 6 技術分野別の決定の現況

2017年から2020年までに審決（決定）された合計460件の技術分野別の決定現況を整理すると、次の表8のとおりである。

表8 技術分野別特許取消率の現況

区分	機械・金属分野	化学・薬品分野	電気・電子・通信分野	複合技術分野
認容件数	25	71	32	7
棄却件数	37	172	73	20
決定却下件数	－	2	1	4
取下件数	3	9	4	－
認容率 (%)	40.3	29.2	30.5	25.9

機械・金属分野の認容率（特許取消率）が、他の技術分野に比べて高い値を示しているが、同分野には、構成部品が結合された構造にその技術的特徴がある特許が多数あることがその要因となっていると思われる。

### 3. 7 意見提出通知及び訂正請求の現況

特許取消申請事件の審理段階で、審判部が登録特許を取消決定するためには、特許権者に意見提出の機会を付与する取消意見提出通知書を発送しなければならない。

つまり、特許取消決定をするためには、審判長は特許権者及び参加人に特許の取消理由を通知し、期間を定めて意見書を提出する機会を与えなければならない（韓国特許法第132条の13第2項）。

また、特許権者は上記の取消意見提出通知書に対して自身の意見を開陳することができ、同時に、特許発明の明細書又は図面について訂正請求をすることができる（韓国特許法第132条の3第1項）。

2017年から2020年末までに審決（決定）された合計460件から却下、取下となった23件を除いた437件のうち、審判長が取消意見提出通知をしたのは合計292件で全体の66.8%を占め、意見提出通知していないのは145件で33.2%を占めている。

一方、取消意見提出通知書が発送された292件のうち、215件の特許権者は審判事件意見書とともに訂正請求書も提出して訂正請求をしているが、残り77件の特許権者は訂正請求をしなかった。

訂正請求をした215件のうち145件に対しては棄却審決が下されていることから、たとえ審判部が当初取消決定すべきと判断したとしても、訂正請求による請求範囲の減縮等により特許を維持する棄却審決率が67.4%となっていることに留意しておきたい。

また、審判部によって取消意見提出通知書が発送されたにもかかわらず、訂正請求をしなかった77件のうち12件に対しても、特許が維持される棄却審決が下された点も興味深い。

### 3. 8 特許権者の国籍別の特許取消申請の現況

特許取消申請が提起された登録特許の特許権者の国籍別分布を図2に示す。

特許取消申請が提起された登録特許の特許権者の国籍別の割合は、韓国、日本、米国、ドイツ、およびオランダがそれぞれ、53%、27%、10%、3%、及び2%を占めていることが分かる。

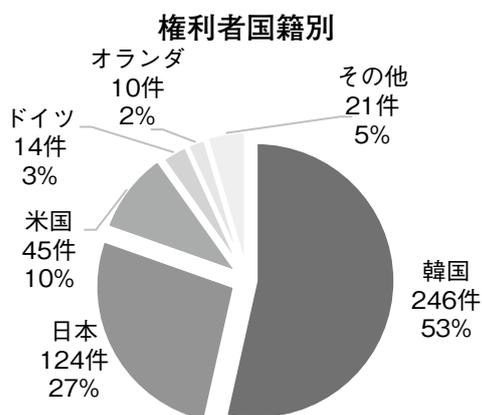


図2 特許取消申請が提起された登録特許の特許権者の国籍別の割合

一方、韓国特許庁が提供している知的財産統計サービス (IPSS)<sup>9)</sup> によると、2019年には合計125,661件の特許が韓国で登録されているが、国籍別出願人登録件数は、韓国94,852件、日本11,351件、米国8,171件、ドイツ2,858件となっている。

その割合は、韓国国籍特許権者75.5%、日本国籍特許権者9.0%、米国国籍特許権者6.5%、ドイツ国籍特許権者2.3%となるが、この登録件数に対する割合を勘案すれば、韓国国籍出願人の登録特許に対する取消申請率は低く、相対的に日本国籍とアメリカ国籍出願人の登録特許

に対する取消申請率が高いことが分かる。

特に国籍別分布における日本国籍出願人の登録特許の割合が9.0%であるのに比べ、登録特許に対する特許取消申請率は27%であることから、韓国においては日本国籍出願人の登録特許に対する再検討要求が、他の国籍特許権者の登録特許に対する再検討要求よりも相対的に高いことがわかる。

中国籍出願人の登録特許は、2019年を基準として2,032件で、出願人の国籍別の割合では1.6%を占めているものの、特許取消申請制度による中国国籍特許権者の登録特許に対する再検討要求は3件、0.65%に過ぎなかった。

なお、日本国籍の特許権者の特許取消率は25.0%と集計されたが、これは韓国国籍特許権者の33.8%、及び米国国籍特許権者の35.7%に比べて相当に低い値である。

## 4. 関連訴訟の現況

### 4. 1 特許取消決定に対する訴訟の概要

特許取消申請に対し審判部がどのような決定を下すかによって、特許法院への不服訴訟提起ができるかどうかが変わる。

#### ① 不服訴訟を提起することができる決定

取消決定及び審判長の特許取消申請の却下決定に対しては、特許権者、参加人又は参加申請が拒否された者は、特許法院に訴訟を提起することができる (韓国特許法第186条第1項)。

#### ② 不服訴訟を提起することができない決定

棄却決定及び合議体の特許取消申請の却下決定に対しては不服の訴訟を提起することができない (韓国特許法第132条の13第5項、第132条の6第2項)。

特許法院への訴訟提起は、決定謄本の送達を

受けた日から30日以内に行うことができ（韓国特許法第186条第3項）、決定に対する訴訟は、特許庁長を被告としなければならない（韓国特許法第186条）。

#### 4. 2 特許法院への提訴現況

2017年から2020年までに決定された460件のうち、一部でも取消決定されたのは135件であるが、この取消決定に対して不服する審決（決定）取消訴訟の提訴現況は次の表9のとおりである。

表9 特許取消決定に対する不服訴訟提訴現況

年度	2017	2018	2019	2020
不服訴訟提訴件数	0	3	14	11

出典：特許審判院

該当4年間の取消決定に対する取消訴訟提起件数は28件で、これは韓国特許審判院の特許取消決定に対して20.7%の特許権者が不服として示すものである。

一方、これを合計460件の決定に対する不服率に換算すると6.1%に相当するが、これは特許審判院の決定系事件の審決に対する2019年の不服率5.1%（審決3,357件に対し提訴170件）と大差ない値である。

上記特許法院に提訴された28件のうち、2020年末までに認容または棄却主文をもって裁判が完結した事件は14件で、うち4件は特許権者の主張を全部または一部認容（認容率28.6%）しており、10件に対しては、特許審判院の取消決定が妥当であるとして特許権者の主張を棄却する判決をしている（棄却率71.4%）。

なお、認容判決または棄却判決以外の却下判決を受けた事件は1件、訴取下事件が2件あった。

表10 取消決定不服訴訟の年度別の特許法院の判決現況

年度	2017	2018	2019	2020
認容件数	0	0	2	全部認容1 (一部認容1)
棄却件数	0	0	3	7

一方、2020年度を基準として見た場合に、特許審判院の決定系事件の審決取消訴訟での認容率（審決取消率）が17.0%であるのに対し<sup>10)</sup>、特許取消決定事件の決定取消訴訟での認容率（決定取消率）はそれよりやや低い12.5%（全部認容された件を基準）であった。

特許取消決定に対する決定取消訴訟の事例数がまだ少ないので、両方を直接比較するには無理があるが、特許取消決定に対する決定取消率を大まかにでも知っておくことは、取消決定の通知を受けた登録特許権者が特許訴訟戦略を立てるのに多少なりとも役立つはずである。

#### 4. 3 大法院への提訴現況

特許審判院の取消決定（特許取消）に不服した特許法院でも棄却された特許権者が大法院に上告した事件は、合計で4件である。

このうち1件は大法院で審理不続行として棄却され、他の3件は、大法院に係属中である。

一方、特許審判院の審決により特許が取消決定されたが、特許法院で特許審判院の決定が取消された事件のうち、特許庁が大法院に上告した事件は1件である。

### 5. 無効審判制度との共存現況

特許取消申請制度は特許権の早期安定化をその趣旨とし、無効審判制度は当事者間の紛争解決をその趣旨としている点で、両制度間には基本的な違いがあるが、一方で、登録された特許権を無力化（取消、無効）させるという点等、制度面における類似点も多い。

以下の表11は、無効審判請求件数と特許取消

申請件数の変化を年度別に示したものである。

無効審判請求件数は2017年以降、徐々に減少する傾向を示しているのに対して、特許取消申請件数は増加する傾向が続いているが、興味深いのは、無効審判請求件数と特許取消申請件数の合計が、毎年大きな変動もなしに年間600件前後を維持していることだ。

表11 年度別無効審判請求及び特許取消申請の現況

年度	2016	2017	2018	2019	2020
無効審判請求件数	598	557	482	494	404
特許取消申請件数		110	154	176	155
合計件数	598	667	636	670	559

出典：特許審判院

一方、韓国特許審判院における無効審決率は、2016年35.1%、2017年41.8%、2018年46.2%、2019年57.4%、2020年42.7%を示しており、特許取消申請制度の導入に伴う無効審決率の変化は見受けられない。

上記のような状況から判断すると、無効審判制度と特許取消申請制度は、互いに補完し合う性格があると考えられるので、相手方の特許権を無力化しようとする場合、審判請求人は自身の証拠資料提出能力および弁論能力、口頭審理の開催対応能力等を勘案したうえで、無効審判請求か特許取消申請かを選択することが望ましいと思われる。

## 6. 特許取消申請制度の運用における最近の特徴

### 6. 1 運用において決定系構造から当事者系構造への変換の兆し

本来、特許取消申請制度は瑕疵ある特許を登録初期に誰もが取消申請できるようにすることで、将来の不要な特許訴訟などの紛争を予防し、

権利の安定性を図るための制度であり、公共審査及び／又は公共審判の性格もかなり強い。

取消申請人の立場からは、最初に審判請求書を提出すれば、その後特許権者の主張に反駁する審判事件意見書を何度も提出する必要がなく、審判官による追加引用例の提示が可能なので<sup>11)</sup>、特許取消申請時に完璧な証拠資料を提出する必要もないという長所がある。

つまり、取消申請人は、特許取消申請時に関連意見書を一回だけ提出すればよく、特許を取消すかどうかの検討判断等残りの手続きは特許審判院が行うという決定系の構造をとっている。

ところが最近の取消申請の審決動向を見てみると、特許取消申請制度が決定系構造から当事者系構造への重心移動が起きているかのような兆候がいくつか見られる。

例として、

①取消申請人は、最初の審判請求書の提出だけでなく、手続き中にも何度か審判事件意見書を提出し、これが審理に反映されている点

②さらに、取消申請人に通知されてもいない特許権者の訂正請求書<sup>12)</sup>に対しても持続的に審判事件意見書を提出しながら取消主張をする事例が増加している点

③誰が見ても登録特許を取消し得る強力な引用例1, 2件を提示するのではなく、複数、多くは10件にも及ぶ引用例及び周知慣用技術の証拠資料を提示する事例が増えている点

④取消申請人が積極的に審判部に対して取消を求める技術説明会開催申請が増えている点などが挙げられる。

### 6. 2 技術説明会開催実務の現況

本稿では、特にデータを提示していないが、特許取消申請手続においては、特許権者（被申請人）は自身の権利を守るために、審判部に対して技術説明会を申請し、これを通して自身の特許と取消申請人が提示した引用例との違いを

説明するのが一般的であるのに対して、取消申請人は自身の匿名性を維持するために、代理人選任や技術説明会の開催申請をしないのが一般的だった。

しかし、前述したとおり、特許取消申請制度の活用度が徐々に高くなるにつれ、取消申請人も積極的に取消を求める技術説明会の開催を申請することが多くなっている。

もちろん、特許取消申請手続き上、技術説明会の申請は特許権者だけに認められているわけではないため、取消申請人の技術説明会開催申請を制止することはできない。

これまでも申請人または被申請人のいずれかが技術説明会開催申請をすると、一部審判部では公正を期すためとして、双方に技術説明会出席の機会を付与してきた。しかし、一方が申請した技術説明会に、双方が同時参加することになると、結果的に当事者構造の手続きになるという妙な形態になってしまう。

これについて、特許審判院では、2020年7月14日付けで、審判事件説明会等運用規定を改正し、特許取消申請事件においては、いずれか一方による技術説明会開催申請には、これを申請した一方だけが参加するようにして、特許取消申請制度が決定系構造から当事者系構造へ変質してしまう不合理を改善しようとしている<sup>13)</sup>。

したがって、現在は、いずれか一方の技術説明会開催申請による技術説明会には、開催申請した一方とその代理人のみが技術説明会に参加して手続きが進められている。

審判部の業務量が増える可能性があるものの、取消申請人と被申請人の双方が参加する不合理な技術説明会の開催は、これからはなくなるものと期待される。

## 7. おわりに

以上、韓国特許審判院における特許取消申請制度の運用現況について詳察してみた。

取消申請人は、特許取消申請制度をうまく活用すれば、低コストと比較的簡単な手続きで瑕疵ある特許の登録を阻止することができる。

反面、所定の過程を経て何とか獲得した登録特許をうまく維持しなければならない特許権者は、適切な訂正請求と技術説明会、あるいは審判官面談を含む積極的な意見開陳によって自身の権利を守っていくことが望ましいと思われる。

日本国籍の特許権者の登録特許に対する特許取消申請が、他国の特許権者の登録特許に対する特許取消申請の割合よりも高いにもかかわらず、実際に特許取消につながる割合が低いのは、特許取消申請制度の正確な理解とそれに応じた適切な対処に起因するものと思われる。

## 注 記

- 1) 韓国特許庁は、特許権者の場合においては、取消申請制度による事前検証を通じ、瑕疵ある特許の放置による被害を軽減することができるので、取消申請制度は、特許権に対抗しようとする第三者だけでなく、特許権者にも有用な制度であると説明している（韓国第343回国会（臨時）業務報告書面回答資料（2016年6月））
- 2) 特許法人テヘランのホームページより、特許無効審判vs特許取消申請の違いについて（2019年10月22日）  
<https://blog.naver.com/leeae69wendy/221685494642>
- 3) 2021年12月 韓国審判便覧13版第24編、特許取消申請、第1章概要、925頁参照
- 4) 特許取消申請の審判部の判断結果を「審決」と呼ぶか、「決定」と呼ぶのかについては、少し曖昧な点があるが、「決定」が特許法で定義されている用語であるため、本稿では、「決定」としている。
- 5) 2017年の5件はすべて「取下」となったものである。
- 6) 認容件数は、①全体請求項取消決定、②一部請求項取消決定・一部請求項棄却決定、及び③一部請求項取消決定・一部請求項却下決定の場合の数を合計したものである。
- 7) 認容率は、認容件数 / (認容件数 + 棄却件数)

で計算し、決定却下件数と取下件数は認容率の計算から除外した。

- 8) 日本特許行政年次報告書2020年版〈統計・資料編〉第1章総括統計, 7. 審判及び異議申立て 参照 <https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2020/document/index/0107.pdf#page=3>
- 9) 韓国特許庁ホームページ, 冊子/統計, 統計刊行物, 「知的財産統計年報2019年(2020年発行)」を参照
- 10) 韓国特許審判院ホームページ, 資料室, 訴訟統計, 「2020年12月決定系事件訟務統計現況」を参照 [https://www.kipo.go.kr/ipt/BoardApp?c=1003&boardType=lawsuit&catmenu=t04\\_02\\_01&seq=4015&searchVal=&searchKey=0&cp=1&pg=1&npp=10](https://www.kipo.go.kr/ipt/BoardApp?c=1003&boardType=lawsuit&catmenu=t04_02_01&seq=4015&searchVal=&searchKey=0&cp=1&pg=1&npp=10)
- 11) 韓国特許法第132条の10(特許取消申請の審理における職権審理) ①審判官は, 特許取消申請に関して特許取消申請人, 特許権者又は参加人が提出しない理由についても審理することができる。
- 12) 決定系手続による取消申請審理においては, 特許権者の訂正請求書を取消申請人に通知しない。しかし, 取消申請人は包袋複写申請を通じて,

特許権者の訂正請求の内容を確認し, これに対する審判事件意見書を提出することができる。

- 13) 審判事件説明会等運用規定[特許審判院訓令第114号, 2020.7.14一部改正]  
第3条(原則) ①審判事件説明会などは, 信義誠実の原則に立脚して行う。この場合, 当事者系事件は, 審判の公正性のために, 当事者双方が参加する面談や説明会を開催しなければならないことを原則とする。  
すなわち, 当事者系事件の場合, 技術説明会に両当事者が参加することを原則とするが, 特許取消申請のような決定系事件においては, 両当事者が同時に一つの技術説明会に出席することを排除している。  
この運用規定の改正以前においても, 取消申請人は, 特許権者(被申請人)が共に参加する技術説明会の開催形態を望まないことが多く, 審判部の方でも取消申請人と被申請人が同時に参加する技術説明会の開催は回避する傾向があった。

(URL参照日は全て2021年3月31日)

(原稿受領日 2021年3月31日)

